

平成四年農林水産省・通商産業省令第一号

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三章第一節及び第三節並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十条の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（以下「法」という。）第三条の規定による主務大臣の許可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第五条第一項の許可申請書に、当該許可申請書の写し二通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

（許可に当たり審査の対象となる使用人）

第二条 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項第一号の農林水産省令、経済産業省令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該許可を受けようとする者の商品投資顧問業に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けた使用人とする。

（許可申請書のその他の記載事項）

第三条 法第五条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式を自己または他人の名義をもって所有している者をいう。第八条第七号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 取締役、会計参与、監査役又は執行役が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の氏名又は名称並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類又は当該事業の種類

（許可申請書の添付書類）

第四条 法第五条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限り。）とする。

- 一 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
- 二 登記事項証明書（外国法人である場合には、当該法人が属する国における主たる営業所に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面及び国内の主たる営業所に係る登記事項証明書。以下同じ。）
- 三 取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあつては取締役、会計参与及び執行役）並びに令第四条第一項に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）
- 四 取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあつては取締役、会計参与及び執行役）並びに重要な使用人が法第六条第二項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、同号ロに該当しないことを誓約する書面）
- 五 別紙様式第二号又は第二号の二により作成した取締役、会計参与及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあつては取締役、会計参与及び執行役）並びに重要な使用人の履歴書又は沿革

六 別紙様式第三号により作成した商品投資顧問業務に関する組織図

六の二 別紙様式第三号の二により作成した業務経歴書

七 別紙様式第四号により作成した法第六条第二項各号に該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第五号により作成した株主の名簿及び利害関係人（令第八条第二号及び第三号並びに第四号（第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げるものに該当するものをいう。第八条第七号において同じ。）である商品取引員の名簿

九 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。以下この号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表

十 商品投資顧問業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（次条第一項において「収支見込対象期間」という。）における当該業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。次条第一項第一号において同じ。）の見込みを記載した書面、当該業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十一 営業所の所在地、平面図、面積及び人員を記載した書面

（許可の審査基準）

第四条の二 主務大臣は、法第五条第一項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請（次項において単に「申請」という。）が法第六条第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

- 一 純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度にあつては、業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）を通じて令第五条第一項に規定する額（同条第二項に規定する会社にあつては、同項に規定する額）を下回らない水準に維持されると見込まれること。
- 二 商品投資顧問業の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。
- 三 主務大臣は、申請が法第六条第一項第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、許可申請者が次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。
- 一 商品投資顧問業を公正かつ適確に遂行できる組織体制であり、かつ、経営方針も健全なものであること。
- 二 取締役若しくは執行役又は重要な使用人のうちに商品投資顧問業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者が二人以上（令第五条第二項に規定する会社にあつては、一人以上含まれていること）。
- 三 取締役、会計参与、監査役又は執行役が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあつては、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役が他の法人の常務に従事し、又は事業を営むことによつて、商品投資顧問業の公正かつ適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人のうちに、経歴及び業務遂行上の能力等に照らして商品投資顧問業者としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

（法第六条第二項第四号イの主務省令で定める者等）

第四条の三 法第六条第二項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により商品投資顧問業に係る職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 主務大臣は、許可申請者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が前項に規定する者に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、許可申請者に対し、当該者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

3 商品投資顧問業者は、取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が精神の機能の障害を有する状態となり、商品投資顧問業に係る職務の継続が著しく困難となったときは、

主務大臣にその旨を届け出るものとする。この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(業務の種類及び方法)

第五条 法第六条第二項第五号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 許可申請者が、二人以上の顧客との間に締結する商品投資顧問契約に係る資産について合同して運用を行わないこと。
- 二 許可申請者が顧客から一任されて行う商品投資に係る取引を自己に対して委託しないこと。ただし、商品先物取引業者である許可申請者が、その行う商品先物取引業の顧客から一任されて行う取引については、この限りでない。
- 三 許可申請者が次に掲げる要件のいずれにも該当しない個人を相手方として商品投資顧問契約を締結し、又は更新しないこと。
- イ 商品投資販売業者であること（商品投資契約に基づき出資された財産を運用する場合に限る。）。
- ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、商品投資顧問契約を締結又は更新しようとするときに、その資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額が三億円以上であると見込まれること。

(許可の有効期間の更新)

第六条 商品投資顧問業者は、法第八条第一項による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている許可の有効期間が満了する日の二月前までに、別紙様式第一号により作成した更新許可申請書に、当該更新許可申請書の写し二通及び法第五条第二項の規定による添付書類一部を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

2 令第六条に定める手数料は、前項の更新許可申請書（経済産業大臣に提出するものに限る。）に収入印紙をはって納付しなければならない。

(変更の認可の申請)

第七条 商品投資顧問業者は、法第九条の規定による認可を受けようとするときは、別紙様式第六号により作成した認可申請書に当該認可申請書の写し二通を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第八条 商品投資顧問業者は、法第十条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限り。）を添付して、主務大臣（令第十四条第二項の規定により経済産業局長が経済産業大臣の権限を委任されている場合にあっては、当該経済産業局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 商号を変更した場合 当該変更の理由書及び当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書
- 二 営業所の設置、所在地の変更又は廃止をした場合 当該変更の理由書、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書及び変更後の営業所の所在地、平面図、面積及び人員を記載した書面
- 三 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人に変更があった場合 新たに取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人となった者に係る第四条第三号から第七号までに掲げる書面及び当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書
- 四 他に行っている事業の種類を変更し又は廃止した場合 変更後の事業又は廃止した事業の種類を記載した書面
- 五 他の事業を新たに行うこととなった場合 当該事業の種類を記載した書面
- 六 資本金の額を増加した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書
- 七 主要株主に変更があった場合 別紙様式第五号により作成した株主の名簿及び利害関係人である商品取引員の名簿

八 取締役、会計参与、監査役又は執行役が新たに他の法人の常務に従事し、又は事業を営むこととなった場合 当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の氏名又は名称並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

(廃業等の届出)

第九条 法第十一条第一項の規定による届出をする者は、別紙様式第八号により作成した廃業等届出書に、当該廃業等届出書の写し二通並びに当該届出をする者が同項各号に定める者である旨を証するものとして次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部及び商品投資顧問業者であった者が締結した商品投資顧問契約に基づく取引を結了する方法を記載した書類一部を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 合併により消滅した場合 消滅した法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し
 - 二 破産手続開始の決定により解散した場合 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面の写し
 - 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人に係る登記事項証明書
 - 四 商品投資顧問業を廃止した場合 当該商品投資顧問業を廃止した法人の登記事項証明書
- 2 前項に規定する商品投資顧問契約に基づく取引を結了する方法は、顧客の利益を損なわないものでなければならない。

(業務に関する帳簿書類の作成)

第十条 法第二十九条の帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

- 一 顧客の商号、名称又は氏名及び住所を記載した書面
- 二 法第十八条、第十九条及び第二十一条に規定する書面の写し
- 三 法第二十条に規定する報告書の写し
- 四 商品投資顧問契約を締結している顧客から一任されて行った商品投資の内容を、当該取引の相手方となった者の商号又は名称を付記して記録した書面
- 2 商品投資顧問業者は、前項に掲げる帳簿書類を顧客ごとに作成し、当該顧客との間で締結された契約の効力を失った日から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十条の二 前条第一項に掲げる帳簿書類の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第二十九条に規定する帳簿書類の保存に代えることができる。この場合において、商品投資顧問業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(検査職員の身分証明書)

第十一条 法第三十条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式第九号によるものとする。

第十二条及び第十三条 削除

(經由官庁)

第十四条 商品投資顧問業者は、法第五条第一項に規定する許可申請書その他法及びこの省令に規定する書類を経済産業大臣に提出しようとする場合は、当該商品投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してこれを提出することができる。

(標準処理期間)

第十五条 主務大臣は、法及びこの命令の規定による許可又は認可に関する申請が、主務大臣（前条に規定する經由官庁がある場合には、その經由官庁）に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請に係る審査に必要と認められる資料を当該申請をした者が追加するために要する期間

附 則

この省令は、法の施行の日（平成四年四月二十日）から施行する。

附 則（平成六年九月二九日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年六月八日農林水産省・通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三十一日農林水産省・通商産業省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令第四条第四号に規定する証明書は、この省令による改正後の商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令第四条第四号に規定する証明書とみなす。

附 則（平成一二年一〇月三十一日農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四日農林水産省・経済産業省令第三号）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二七日農林水産省・経済産業省令第一〇号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二八日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二四年一二月一六日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月三〇日農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二六日農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。

附 則（令和元年七月一日農林水産省・経済産業省令第三号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日農林水産省・経済産業省令第七号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日農林水産省・経済産業省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

別紙様式第1号（第1条・第6条関係）

（日本産業規格A4）

（第1面）

年 月 日

経済産業大臣 殿
農林水産大臣 殿

（郵便番号 ー ）
申請者 住 所

電話番号（ ） ー
商 号
又は名称
代表者氏名

許可（更新許可）申請書

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条（第8条第1項）の規定により商品投資顧問業の許可（更新の許可）を申請します。

（なお、許可申請者は、商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社であります。）

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。

（第2面）

*許可番号	（ ）第 号（ 年 月 日）		
従前の許可番号	（ ）第 号（ 年 月 日）		
1. 許可の区分	新 規	更 新	
（ふりがな）			
2. 商 号			
（ふりがな）			
3. 代表者の氏名			
4. 住 所	（郵便番号 ー ） 電話番号（ ）		
5. 資本金の額	百万円		
6. 現在の業種及び許可番号等	業 種	許可番号	許可年月日
7. 役 員			
（ふりがな） 氏 名	役 職 名	住 所	

- （記載上の注意）
- 「*許可番号」は、記載しないこと。
 - 「従前の許可番号」は、更新の許可の申請をする場合に記載すること。
 - 「許可の区分」は、該当するものに○印を付けること。
 - 「現在の業種及び許可番号等」は、現在の主たる事業及び許可番号、許可年月日を記載するが、許可を受けていないものは、記載する必要はない。
 - 「役員」とは、取締役、会計参与及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、会計参与及び執行役）をいう。
 - 「役員」は、その職にある者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。また、代表権のある役員及び非常勤の役員については、その旨を役職名欄に記載すること。

8. 令第4条第1項に規定する使用人

(記載上の注意)

1. 第2条に規定する商品投資顧問業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、顧客の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁量外
の行為をなす権限を有する者に該当する者としてすべて記載すること。

2. 令第4条第1項第2号に規定する投資判断を行う者は、ファンド・マネージャー、ア
ナリスト、コモディティ・トレーディング・アドバイザーその他名称の如何を問わず、商
品投資顧問契約に基づく商品投資に係る投資判断を行う権限を付与されている者をい
い、これらの者の補助者は含まれない。

3. 記載されなければならないこと、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面に第3項
の次に添付すること。

9. 営業所の名称及び所在地

(記載上の注意)

1. 「営業所」とは、商品投資顧問業者が一定の場所で商品投資顧問業の全部又は一部を反覆継続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分する。

(1) 主たる営業所とは、国内法人については登記簿上の本店をいい、外国法人については国内における商品投資顧問業の業務全般を統括する営業所をいう。

(2) 従たる営業所とは、支店又は出張所等の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

2. 記載されないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4項の記に添付すること。

(第 5 面)

- 1 0. 業務の種類及び方法
- (1) 業務の種類
- (2) 業務の方法

1 商品投資の対象（許可の有効期間を通じて、経済産業関係商品等に係る投資判断のみを行う場合には、その旨を記載すること。）

2 商品投資販売業者のみ相手方として商品投資顧問契約を締結する場合には、その旨を記載すること。
- 3 報酬体系に関する事項
- 4 その他の事項

(第 6 面)

- 1 1. 他に行っている事業の種類
-

(記載上の注意)
日本標準産業分類表細分類により記載すること。

12. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(記載上の注意)

13. 役員の兼職状況

(記載上の注意)

(第9面)

14. 登録免許税関収書又は収入印紙貼付欄

(消印してはならない)

(日本産業規格 A4)

別紙様式第2号 (第4条第5号関係)

役員等の履歴書

(ふりがな)			
氏 名			
現住所			
役職名		生年月日	年 月 日生(満 才)
職歴及び兼職状況	期 間	内 容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏 名			

(記載上の注意)

1. 「役員等」とは、取締役、会計参与(法人であるものを除く。)、監査役及び執行役並びに令第4条第1項に規定する使用人をいう。
2. 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴以後の職歴及び兼職状況を簡記すること。
3. 「賞罰」は、行政処分についても記載すること。

別紙様式第2号 (第4条第5号関係)

別記様式第2号の2（第4条第5号関係）（日本産業規格A4）

会計参与の沿革

(ふりがな) 氏 名		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住所	(郵便番号 —) 電話番号 () —	
設立年月日		
設立の経緯		
設立後の沿革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日 代表者の氏名		

- (記載上の注意)
- 1. 会計参与が法人である場合に記載すること。
 - 2. 「賞罰」は、法第6条第2項第4号ニからヘまでに該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第3号（第4条第6号関係）（日本産業規格A4）

商品投資顧問業務に関する組織図

- (記載上の注意)
- 1. 部又は課ごとに主たる業務内容を簡記すること。
 - 2. 部又は課ごとに職員数を記載すること。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第3号の2（第4条第6号の2関係）

商品投資顧問業務等経験者の業務経歴書

(ふりがな) 氏 名	職 名	生年月日 (満 歳)	職 歴						内 容
			期 間						
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	
上記のとおり相違ありません。									
年 月 日 (商号又は名称)			(代表者氏名)						

(記載上の注意)

1. 職歴の期間及び内容が記載しきれないときは、2段以上にわたって記載しても差し支えない。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を別紙様式第3号の2の次に添付すること。

別紙様式第4号（第4条第7号関係）
（日本産業規格A4）
年 月 日

殿

商 号
代表者氏名

誓 約 書

当社並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第1項第3号に規定する取締役、執行役及び監査役並びに同項第4号に規定する会計参与並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第4条第1項に規定する使用人は、商品投資に係る事業の規制に関する法律第6条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第5号（第4条第8号関係）
（日本産業規格A4）
（第1面）
1. 株主の名簿

(A) 総株主の議決権の数		個	
商号、名称又は氏名	(B) 保有する議決権の数	割合（B/A）	
		個	%
計		個	

- （記載上の注意）
- 「議決権」とは、第3条第1号に規定する議決権をいう。
 - 保有する議決権の数の多い順序に従い10名（法人を含む。）について記載すること。

2. 利害関係人である商品先物取引業者の名簿

(ふりがな) 商 号	住 所	利害関係の内容

(記載上の注意)

「利害関係の内容」欄には、令第八条第二号及び第三号の規定に照らし、当該商品先物取引業者との資本関係及び人的関係について記載すること。

別紙様式第6号（第7条関係）

別紙様式第6号（第7条関係）

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

殿

申請者 許可番号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

又は名称

代表者氏名

認可申請書

商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条の規定により下記の事項について、

{ 業路の種類及び方法の変更 }

{ 資本金の額の減少 }

を致したいので、申請致します。

記

1. 変更（減少）に係る事項

変更（減少）後	変更（減少前）

2. 変更（減少）を必要とする理由

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 申請書許可番号については、現在の許可番号を記入すること。

(第2面)

3. 登録免許税領収書添付欄

(消印してはならない)

(注) 第2面は、業務の種類を増加する場合にのみ登録免許税領収書を添付して提出すること。

別紙様式第7号(第8条関係)

(日本産業規格A4)

別紙様式第7号(第8条関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 許可番号
(郵便番号 ー)
住 所
電話番号 () ー
商 号
代表者氏名

変更届出書

下記の事項について変更致しましたので、商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条の規定により届け出ます。

変更年月日	記 変更に係る事項	
	変更後	変更前

(記載上の注意)
許可申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること

別紙様式第8号（第9条第1項関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

殿

届出者 許可番号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 (ー)

商 号

代表者氏名

廃業等届出書

商品投資に係る事業の規制に関する法律第11条第1項第 号に該当することになりましたので、同項の規定により届け出ます。

記

廃業等をした商品投資顧問業者の商号

許可番号 () 第 号

該当事由発生年月日

該当事由

届出者と商品投資顧問業者との関係

別紙様式第9号（第11条関係）

表面

第 号

商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条第2項の規定による立入検査をする職員

身分証明書

官 職

氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

発行者

印

3 cm

写

真

押出

スタンプ

高さ

裏面

商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい

第30条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

は忌避した者

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。

2. 発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。